

令和7年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(16日目)

令和7年6月17日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第43号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第44号 令和7年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第45号 令和7年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第46号 令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第47号 令和7年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第48号 令和7年度永平寺町下水道事業会計補正予算について
- 第 8 議案第49号 財産の取得について
- 第 9 議案第50号 志比南地区拠点施設新築工事(建築)の請負契約締結について
- 第10 議案第51号 令和7年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第11 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 中 村 勘太郎 君
- 2番 長 岡 千恵子 君
- 3番 川 崎 直 文 君
- 4番 朝 井 征一郎 君
- 5番 清 水 紀 人 君
- 6番 金 元 直 栄 君
- 7番 森 山 充 君
- 8番 清 水 憲 一 君

9番	滝波登喜男君
10番	齋藤則男君
11番	上田誠君
12番	松川正樹君
13番	楠圭介君
14番	酒井圭治君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	和田真生君
教育	長	竹内康高君
消防	長	宮川昌士君
総務課	長	多田和憲君
契約管財課	長	朝日清智君
防災安全課	長	吉田仁君
財政課	長	原武史君
総合政策課	長	江守直美君
会計課	長	吉田正幸君
住民税務課	長	池端時枝君
福祉保健課	長	高嶋晃君
子育て支援課	長	清水智昭君
農林課	長	島田通正君
商工観光課	長	寺岡孝純君
建設課	長	竹澤隆一君
えい住支援課	長	長瀬武英君
上下水道課	長	勝見博貴君
地域づくり応援課	長	鈴木克幸君
学校教育課	長	山口健二君
生涯学習課	長	源野陽一君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	波多野 清 志 君
書	記 清 水 和 仁 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前１０時００分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに１６日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

なお本日、傍聴に来庁されました皆様には傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本定例会はクールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は１４名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第２１条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第１ 会議録署名議員の指名～

○議長（酒井圭治君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、４番、朝井君、５番、清水紀人君を指名します。

～日程第２ 議案第４３号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 日程第２、議案第４３号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第43号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定についての件は、
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第44号 令和7年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第3、議案第44号、令和7年度永平寺町一般会
計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

9番、滝波君。

失礼。自由討議の提案があります。賛成者ありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 自由討議に入ります。

なお、自由討議についての実施要項4の(2)に基づき、発言は5分以内の3
回までとします。

9番、滝波君。

○9番(滝波登喜男君) それでは自由討議をさせていただきます。

今回の補正予算でデマンド乗合タクシー事業がありますので、そのことについ
て議員諸氏にぜひお願いをしたいことがありますので、自由討議をさせていた
きます。

地域交通の課題は解決に当たり、多くの自治体が実施しているデマンド交通。
今回のデマンド乗合事業の開始に当たり、議会、委員会等で調査、研究をしてま
いりました。

一口にデマンド交通といっても、自治体の状況等で様々なやり方で工夫を凝ら
し実施している状況です。その中で感じたことは、本庁の実施している近助タク
シーは貴重ですばらしいということです。この個人主義が中心となっている日本
社会において、地域の方がその住む地域の人たちのために活動する、また、その
つながりを持った活動は単に移動手段のみならず、介護や福祉、防災、地域の自
慢と誇りとなるような様々な効果があります。この近助タクシーはここにいる同
僚議員、また元議員が尽力してなし得た事業であります。

この近助タクシーが長く持続するためにも、我々議会として注意深く見守り、かつ運営者が継続的に活動できるよう、心配りを議会としてもしていこうではないでしょうか。

また、今回のデマンド乗合事業は、地元のタクシー業者さんの委託事業となりますが、先に申したとおり、様々な自治体が工夫を凝らしたやり方で実施しています。本年１月から３月の試行期間で十分な検証ができたかどうかは、まだまだ足りない部分もあるかと思います。１０月の実施まで、かつ年度末までの間、その進捗状況を議会、委員会としても十分行政から説明をいただきながら、またいろんな提案をしていこうではないかなと思ひまして、ここで自由討議、議員の皆さんにお願いする次第であります。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありますか。

暫時休憩します。

（午前１０時０６分　休憩）

（午前１０時０７分　再開）

○議長（酒井圭治君）　休憩前に引き続き再開します。

ほか、自由討議ございますか。

１番、中村君。

○１番（中村勘太郎君）　１番、中村です。

この事業の目的は御陵、上志比地区のみならず、本町全体の将来の地域交通を発展させ、コミュニティバスの現状課題の見直しを図ること。最適な移動手段の利便性だけでなく、地域のつながりが永平寺町は成り立っていくと思っております。

半年の実証結果が吉に出ればと思いますが、将来の交通計画の運用が永平寺町民に本当に喜ばれるように願うところでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　１１番、上田君。

○１１番（上田　誠君）　１１番、上田です。

今ほど滝波議員のほうからご紹介ありましたように、以前からやっている永平寺地区の志比北地区、志比南地区が今、近助タクシーを運行しています。

私の経験ではないですが、近助タクシーを立ち上げるに当たって、やはりその

ときのその地域のつながりをするために、振興会というものがベースにあります。その振興会をいかに立ち上げようか。また、その運営の中でそういう見守りも含め、いろんな形で、さっき言った個人主義的なところから、そのつながりがあると。そういうことから、ぜひ、各地区の役員さん、また議員さんもいらっしやいますので、そこら辺りはそういうご協力をお願いしたいと思います。それなくして、近助タクシーが成り立っていないという面がありますので、ぜひ議員の方々にはその旨をご理解いただいて、それぞれの地域のつながり、そういうものをぜひお願いしたいというふうに思っています。それが一点目です。

二点目、これは議員も含めてそうですが、見守る中のところで行政のいろんな政策を見守る中で、まず一つは、質疑の中にもありましたが事業者が、今いう運営の事業者が民間の業者をお願いしています。それと近助タクシー、これは先ほど言いましたように、地域の方々の協力で成り立っています。その違いの中から、永平寺町はやはり近助タクシーをメインに推していくってことであれば、そういう見方をぜひ議員の方々もお願いしたいやつが一点。

安易にそこに行きますと、近助タクシーのその継承者がままたらなこともありますので、ぜひそこら辺りは議員の方々も見ていただきたいと思っています。

それから、永平寺町にはえちぜん鉄道、それから京福バス、そういうような公共関係交通機関があります。それと今、近助タクシーという、それからコムバスという形態があります。ぜひそこら辺りも産業経済常任委員会も含めて、その動向をぜひ皆さんと一緒に注視しながら、あるときには行政に具申をしていけば、お願いしたいなと思っていますので、ぜひそこら辺りは近助タクシーを続ける上でも、議員さんの今後のそういう見方をよろしくお願いしたいと思っています。

そういう意味で、議員の方に働きかけたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありますか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 私もこの件に関しては、一言物申したいと思っておりましてので言わせていただくのですけれども、住民にとりまして、同じサービスを受けるに当たって、その条件が異なっている今の近助タクシーとデマンド交通ですよ。

ということになりますと、やはり思われるのは、住民からしてみれば同じように自分を運んでもらうっていうサービスを受けるわけですけど、料金も異なり、また乗る場所についてもドアツードアであったり、停留所であったりと異なっ

くるということになってきますと、やはり同じサービスを提供するのに、事業者に委託するにしても、町が一応地域交通としてやろうとする中で、条件が異なるってというのは、これは非常に大きな問題になってくるのではないかなと考えます。

できれば、せっかく近助タクシーといういいシステムが構築されている本町でありますので、ぜひできるだけその基盤、近助タクシーで。その近助タクシーをやっていただけるように、地域への働きかけってというのは、議員の私たちもそうですけれども、行政の皆さんも含めて、これは一致団結して取り組む必要があるのかなと思っています。

じゃあ、誰ができるかっていうことになりましたら、それはいろいろその方のご事情もあって、なかなか難しい部分はあるとは思いますが、やはり地域が、地域の人たちが自分たちの住んでいる地域の人をを支える、見守るっていう姿勢からいきますと、デマンド交通ではなくて、近助タクシーっていうのが主体となって、町の地域交通になるべき姿なのかなと思いますので、ぜひとも議員の皆さんにも、この近助タクシーが継続して持続性のある事業になっていけるように、協力をしていただきたいのと、また、町民の皆様にもそういう周知をしていただきまして、一人でも多くの方が協力していただける体制づくりってというのが必要ではないかなと思いますので、議員をはじめ、理事者の皆様にもよろしくをお願いしたいなと思っています。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありますか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 私は、今いろいろ地域交通の在り方、どうするかという論議を聞いていまして、1つは、町が町民の足の確保をするという立場に立って、周辺地域でも安心して暮らしていけるようにしようという姿勢については評価したいと思っています。

ただ、コミュニティバスなどを見ると、空気を乗せて走っていると言う人もおられるようですけども、私は周辺地域の人間ですから、周辺地域の人間にとってみると、コミュニティバスや近助タクシーが走っているだけで、非常に安心感があると思っています。

3つ目として、行政としてそういう中で、各地域においてどういう交通体系を構築していくかという問題について言うと、多様な方式を探る中で、1つの方向性を見つけていくということについては、そういう研究も必要だと思います。

その中で、本町ではある意味、質の高い近助タクシーというのが走っているわけです。ただ、私はこの近助タクシーを見てみまして、全ての地区にこの方式を押しつけるというのは重いのではないかな。そういうことはなかなか進まない地域では、ほかの方式も考えられていいのではないかと。そういうことは十分、町の姿勢として一番目に言いましたとおり、周辺地域の足の確保をしていくという、そういう立場を見守りたいと思っています。

ただ、今回のいろんな論議を聞いていますと、進め方に疑問のある議員もいらっしゃるということですから、その辺は十分説明を尽くして進められるよう求めています。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありますか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 地元の需要をよく調べて、実施の判断をしていただきたいなと考えております。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありますか。

8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） 今回のデマンドタクシー事業は、近助タクシー事業実施期間における事業であります。

立ち上げ期間でありますから、実際スタートするといろいろと問題は出てくることと想像つきます。

したがって、それに修正をかける期間を1年に1回見直すという話をされていましたが、もっと短い期間でどんどん見直しをかけていっていただいて、そういう意味で名実ともに立派な事業であるという形を目指していただきたいです。

私ら議員のほうも、そこら辺りをウォッチして本当にいい事業であるなということを認知していきたいです。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 以上で、自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第４４号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第４ 議案第４５号 令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第４、議案第４５号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第４５号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第５ 議案第４６号 令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第５、議案第４６号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第４６号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第６ 議案第４７号 令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第６、議案第４７号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第４７号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第７ 議案第４８号 令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第７、議案第４８号、令和７年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第４８号、令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算についての件は、
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第８ 議案第４９号 財産の取得について～

～日程第９ 議案第５０号 志比南地区拠点施設新築工事（建築）の請負契約締結に
ついて～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第８、議案第４９号、財産の取得についてから、
日程第９、議案第５０号、志比南地区拠点施設新築工事（建築）の請負契約締結
についての件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、議案第４９号、財産の取
得について、並びに議案第５０号、志比南地区拠点施設新築工事（建築）の請負
契約締結について提案理由を申し上げます。

追加議案書、１ページをご覧ください。

まず、議案第４９号では、予定価格が１千万円以上の動産借入契約を締結する
に当たり、地方自治法第９６条第１項第８号及び永平寺町議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得、または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決
を求めるものでございます。

追加議案書、２ページをご覧ください。

次に、議案第５０号では、予定価格が５千万円以上の工事請負契約を締結する
に当たり、地方自治法第９６条第１項第５号及び永平寺町議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得、または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決
を求めるものでございます。

以上、議案第４９号並びに議案第５０号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） それでは、議案ごとに第1審議、補足説明、質疑、第2審議、第3審議、討論、採決を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、日程第8、議案第49号、財産の取得について、を議題とします。

第1審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） それでは、議案第49号、財産の取得についてご説明させていただきます。

取得財産、LED照明器具。取得方法、賃貸借期間満了後の無償譲渡による。契約方法、条件付き一般競争入札。賃貸借金額3,801万6千円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額345万6千円。この金額は10年総額の金額でございます。なお、予算措置につきましては、当初予算で令和8年度から10年間の債務負担行為をお認めいただいております。賃貸借期間、令和8年4月1日から令和18年3月31日まで。財産取得日、令和18年4月1日。契約相手方、東京都渋谷区桜丘町20番4号、株式会社ネクシーズ、代表取締役大前成平でございます。

本案件の概要でございますが、公共施設照明のLED化を進め、電気料金の削減、またCO₂削減に取り組む事業でございます。

契約期間満了後には、契約相手方より本町に無償譲渡する内容となっております。これは、動産の買入りに類すると解釈できますので、財産の取得案件として、このたび上程いたしました。

また、機器の設置につきましては、令和8年3月13日までに設置する契約条項としております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） LED化の中で、この方式というのはこれまでなくて、初めてのやり方だと思います。非常に、直接工事すればかなり大きい金額かかるのに、

こういう方法でやればこんなに安くできるのかと私も思いましたけれども。

ただ、心配なのは賃貸契約期間が10年というのは、行政としては非常に長い。行政が持っている財産ではないものを、ちょっと不安定な企業が持つことに賃貸でお金を払っているということで、全員協議会でも説明を受けましたが、もし、こういう会社が倒産した場合は、その残った残債についてはどうなるのかということ、やはり確認だけはしておきたいと思うところです。

その辺、確認よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 先ほどの全員協議会と同じ回答になりますが、よろしく願いいたします。

こちら賃貸借期間中の契約相手方の倒産または破産ということで、そういった場合ですと、裁判所のほうが破産管財人を選任するということになります。

当町としましては、その破産管財人と今後の債務の取扱いについて、協議をするというような流れになっていきますので、破産した場合はそういう取扱いということで、業務に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 実は私の長い議員生活の中で、以前、民間が開発した宅地開発事業でその会社が倒産して、そこに関するいわゆる道路ですね、これを原資取得というやり方で、町が取得せざるを得なくなった例がありました。

それは登記も初めからやり直しという話を聞いたことあるのですが、そういう意味では、こういう会社の倒産っていうのはないわけではないので、それに備えた対応も、何か課長の話聞いていますと、私の経験ではいろいろそういう過去にはそういうことも経験したことがありますっていう話聞いているので、そういう意味では安心もできるかなと思いつつ、不安なところでもありますので、その辺確認だけでできればと思って質問をしているところです。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第49号、財産の取得について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第４９号の第１審議を終わります。

引き続き、議案第４９号の第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第４９号、財産の取得についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第９、議案第５０号、志比南地区拠点施設新築工事（建築）の請負契約締結について、を議題とします。

第１審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君） それでは議案第５０号、志比南地区拠点施設新築工事（建築）の請負契約締結について、補足説明をさせていただきます。

工事名、志比南地区拠点施設新築工事（建築）、契約方法、条件付き一般競争入札。契約金額８，５９７万３，８００円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額７８１万５，８００円。契約相手方、福井県福井市大宮２丁目２６番３５号、西田建設株式会社、代表取締役西田康蔵でございます。

本案件の概要でございますが、志比南幼稚園南側に公民館施設と消防団車庫を併設した施設を新築するものでございます。建築の規模につきましては木造平屋

建て、建築面積は約295平米でございます。また、工事期間につきましては本年12月26日までとし、運用開始予定を令和8年1月としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第50号、志比南地区拠点施設新築工事（建築）の請負契約締結について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第50号の第1審議を終わります。

引き続き、議案第50号の第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第50号、志比南地区拠点施設新築工事（建築）の請負契約締結についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第51号 令和7年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第10、議案第51号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第51号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

追加議案書、5ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ100万8千円を追加し、補正後の予算総額を113億4,722万円とするものでございます。

款、項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、6ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

町民の皆様の空き家への関心が高まり、空き家に関する補助金のニーズが増えていることから、補助金の追加措置を行うものです。

以上、議案第51号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） それでは議案第51号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題とします。

第1審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） それでは、議案第51号、令和7年度6月追加補正予算案について、ご説明させていただきます。

先ほどの全員協議会誌の予算説明資料をご覧ください。

左側の歳入のほうでございますが、まず国庫補助金として15万4千円、県の補助金として7万7千円、一般会計の前年度繰越金が77万7千円でございます。

右側の歳出の説明をさせていただきます。

まず上段、移住定住促進事業、こちらは先ほど町長もご説明ありました、空き家に関するニーズが高まっております。空き家の解体に対する補助金でございます。70万円を計上しております。

下段のほうでございます。住宅支援事業でございます。こちらは空き家の適正管理に対する補助金3万6千円を3件分、それから空き家の家財処分支援事業補

助金ということで１０万円を２件、合計３０万８千円を計上しております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第５１号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第５１号の第１審議を終わります。

引き続き、議案第５１号の第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第５１号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１１ 委員会の閉会中の継続調査の申出～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１１、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を

議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしました。

暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には去る6月2日の開会以来、16日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを深く感謝申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の各段のご協力をお願い申し上げます。

なお、会期中、指摘されました地域交通分野等、ほか諸点につきましては十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

これをもちまして、令和7年第3回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました令和7年度一般会計予算をはじめ、条例改正等、各議案につきまして慎重にご審議をいただき、また、妥当なご決議を賜り、ありがとうございました。

さて、これから梅雨、台風等による出水期を迎えますが、近年の雨の降り方はこれまでの常識を大きく超えるものとなっております。短時間での豪雨が頻発し、道路の浸水や斜面の崩壊といった影響が深刻化する傾向にありますので、被害が予想される場合はあらかじめ安全確保体制をとるなど、万全の措置を講じてまいります。

災害に関連しまして、今年は福井大震災発生から77年目の年となります。防災の大切さを語り継がれている「福井大震災語り部の会」の皆様が紙芝居をリニューアルして、震災発生日に当たる6月28日に松岡公民館で紙芝居の披露会を開催されます。ぜひたくさんの方にご参加いただき、震災の恐ろしさや防災の大切さを知っていただけたらと思っております。

また、町民の皆様への物価高騰対応支援策としまして、永平寺町生活応援券事業が来月12日からスタートいたします。今回は町内144店舗でご利用いただけるお買物券を町民お一人につき4千円分、今月下旬頃から順次発送させていただきますので、期限の10月13日までにぜひご利用いただけたらと思います。不安定な社会情勢を要因とする物価高騰は、町民の皆様の暮らしや企業経営の影響がございますので、少しでも皆様への支援に結びつけることで、皆様が安心して生活できるよう、しっかり取り組んでまいります。

そのほか、今週になってから気温が30度を超える日が続いており、既に真夏日の暑さとなっております。町としまでも、小・中学校をはじめとする各公共施設には熱中症対策に万全を期すよう、指示しているところでございます。議員の皆様をはじめとして、住民の皆様にもこの急激な気温の変化には十分にお気をつけいただけたらと思います。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 本日はどうもご苦労さまでした。

（午前10時43分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員